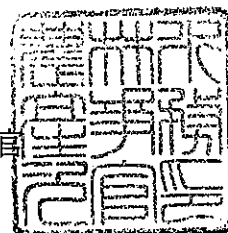




27 経営第3275号
平成28年3月29日

全国農業会議所会長 殿

農林水産事務次官



農業委員会交付金等交付要綱の一部改正について

農業委員会交付金等交付要綱（平成17年4月1日付け16経営第8328号農林水産事務次官
依命通知）の一部が別紙の新旧対照表のとおり改正されたので、御了知願いたい。

以上、命により通知する。

農業委員会交付金等交付要綱（平成17年4月1日付け16経営第8328号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">農業委員会交付金等交付要綱</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日付け16経営第8328号 農林水産事務次官依命通知 最終改正 平成28年3月29日付け27経営第3275号</p> <p>第1 農林水産大臣は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、都道府県が農業委員会の経費に対して市町村に交付する交付金及び都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和25年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）の経費に対して交付する負担金（法律第109号）の規定に基づき、都道府県に対してそれぞれ農業委員会交付金、農地利用最適化交付金及び都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金（以下「交付金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）及び農林水産大臣は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、都道府県が農業委員会の経費に対して市町村に交付する交付金及び補助金、並びに都道府県農業委員会の経費に対して交付する負担金及び補助金に要する経費について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定に基づき、都道府県に対してそれぞれ農業委員会交付金及び都道府県農業委員会等交付金（以下「交付金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）及び農林水産大臣は、この要綱の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">農業委員会交付金等交付要綱</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日付け16経営第8328号 農林水産事務次官依命通知 最終改正平成26年3月24日付け25経営第3562号</p> <p>第1 農林水産大臣は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、都道府県が農業委員会の経費に対して市町村に交付する交付金及び補助金、並びに都道府県農業委員会の経費に対して交付する負担金及び補助金に要する経費について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定に基づき、都道府県に対してそれぞれ農業委員会交付金及び都道府県農業委員会等交付金（以下「交付金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）及び農林水産大臣は、この要綱の定めるところによる。</p>

第2～第6 [略]

第7 都道府県知事は、規則第3条第1号に規定する変更、中止又は廃止につき同項の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

2 [略]

第8～第9 [略]

第10 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金等の交付の決定があった年度の12月末日現在において別記様式第3号により遂行状況報告書を作成し、1月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。）が別に定める概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

2 [略]

第11 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、交付金事業等を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金等の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに地方農政局長等へ提出するものとする。

第12 地方農政局長等は、第11の規定による報告を受けた場合には、報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業等の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとときは、交付金等の額を確定し、都道府県知事に通知する。

2 地方農政局長等は、都道府県に交付すべき交付金等の額を確定した場において、既にその額を超える交付金等が交付されているときは、その超える部分の交付金等の返還を命ずる。

3 前項の交付金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該交付金等の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未

第2～第6 [略]

第7 都道府県知事は、規則第3条第1号に規定する変更につき同項の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

2 [略]

第8～第9 [略]

第10 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金等の交付の決定があった年度の12月末日現在において別記様式第3号により遂行状況報告書を作成し、1月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（北海道にあつては農林水産省経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。）が別に定める概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

2 [略]

第11 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長等へ提出するものとする。

(新設)

納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第13 [略]

第14 都道府県は、市町村又は都道府県農業委員会ネットワーク機構に交付金等を交付するときは、本要綱第7から第13までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

第12 [略]

(新設)

改正後

現行

別表（第2及び第8関係）

経費	補助率	重要な変更 事業の内容変更
<p>1 農業委員会交付金 農業委員会交付金 規定する事項に あつて、その を充てるため、 経費を交付する 場合、都道府県 及び農地利用最 適化推進委員 会（1）職員 手当（2）職 員設置費（3） 農地調査・資料 整備費</p>	<p>定額</p>	<p>実施対象委員会の変更（農業委員会の分 置又は統合による変更を除く。）</p>
<p>2 農地利用最 適化推進委員 会に交付する 経費（1）農 地利用最 適化推進委員 会に交付する 経費（2）農 地利用最 適化推進委員 会に交付する 経費（3）農 地利用最 適化推進委員 会に交付する 経費</p>	<p>定額</p>	<p>実施対象委員会の変更（農業委員会の分 置又は統合による変更を除く。）</p>
<p>3 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 （昭和27年法律第229号）により、 都道府県農業委員会ネットワーク機構が行 つもの都道府県農業委員会ネットワーク 機構に負担金を交付する場 合、都道府県農業委員会ネットワーク 機構に交付する経費</p>	<p>10/10以内</p>	

改正後

別紙様式第1号 (第4関係)

平成 年度農業委員会交付金等 (農業委員会交付金、農地利用最適化交付金、都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金) 交付申請書

番号
年月日

〔地方農政局長 (北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長) 殿

都道府県知事 氏名 ㊦

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、農業委員会交付金等交付要綱第4の規定に基づき 金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容 (又は実績)

(1) 農業委員会交付金 委員会 交付対象委員会数 _____

(2) 農地利用最適化交付金 _____

(3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金
ア 会議開催回数 _____ 回
 (出席役員数) _____ 人(日)

イ 打合せ、調査等実施回数 _____ 回
 (出席役員数) _____ 人(日)

ウ 負担金対象職員数 _____ 人
 (業務日数) _____ 人(日)

現行

平成 年度農業委員会交付金等 (農業委員会交付金、都道府県農業委員会負担金) 交付申請書

番号
年月日

〔地方農政局長 (北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長) 殿

都道府県知事 氏名 ㊦

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、農業委員会交付金等交付要綱第4の規定に基づき 金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容 (又は実績)

(1) 農業委員会交付金 委員会 交付対象委員会数 _____

(2) 都道府県農業委員会議員手当等負担金
ア 会議回数 _____ 人
 うち常任会議回数 _____ 人
イ 職員数 _____ 人
 うち負担対象職員数 _____ 人

3 経費の配分及び負担区分
(1) 農業委員会交付金

区 分	交付金事業等に要する経費 又は、交付金事業等に要した経費 (A+B+C)	負担区分		
		国 A	都道府県 B	市町村 C
1 農業委員及び農地 利用最適化推進委員 手当	円	円	円	円
2 職員設置費				
3 農地調査・資料整 備費				
合 計				

(2) 農地利用最適化交付金

区 分	交付金事業等に要する経費 又は、交付金事業等に要した経費 (A+B+C)	負担区分		
		国 A	都道府県 B	市町村 C
農業委員及び農地 利用最適化推進委員 手当	円	円	円	円

3 経費の配分及び負担区分
(1) 農業委員会交付金

区 分	交付金事業等に要する経費 又は、交付金事業等に要した経費 (A+B+C)	負担区分		
		国 A	都道府県 B	市町村 C
農業委員会交付金 1 委員手当	円	円	円	円
2 職員設置費				
3 農地調査・資料整 備費				
合 計				

(新設)

(3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金

区 分	負担区分		
	国	都道府県	都道府県農業委員会ネットワーク機構
	A	B	C
	円	円	円
交付金事業等に要する経費 (又は、交付金事業等に要した経費) (A+B+C)	円		
1 役員手当			
2 職員給与等			
3 旅費			
4 事務等経費			
5 その他の経費			
合 計			

(2) 都道府県農業会議会議員手当等負担金

区 分	負担区分		
	国	都道府県	都道府県農業会議
	A	B	C
	円	円	円
交付金事業等に要する経費 (又は、交付金事業等に要した経費) (A+B+C)	円		
都道府県農業会議会議員手当等負担金 1 会議員手当 (常任会議員会議)等 (1) 会議員手当 (常任会議員会議) (2) 職員給与 (3) 法定福利費 2 会議員手当 (総会)			
合 計			

4 事業完了予定年月日

年 月 日

4 事業完了予定年月日

年 月 日

5 農業委員会交付金、農地利用最適化交付金及び都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金の収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減	備 考
1 国庫交付金及び国庫負担金並びに国庫補助金	円	円	円	
2 その他				
合 計				

(2) 支出の部

	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減	備 考
1 農業委員会交付金	円	円	円	
2 農地利用最適化交付金				
3 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金				
合 計				

(注) 当該交付金事業等に要する対象経費のみを記載すること。

6 添付資料
交付金等に係る都道府県の交付要綱等

5 農業委員会交付金及び都道府県農業委員会議員手当等負担金の収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減	備 考
1 国庫交付金及び国庫負担金並びに国庫補助金	円	円	円	
2 その他				
合 計				

(2) 支出の部

	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減	備 考
1 農業委員会交付金	円	円	円	
2 都道府県農業委員会議員手当等負担金				
合 計				

(注) 当該交付金事業等に要する対象経費のみを記載すること。

6 添付資料
交付金等に係る都道府県の交付要綱等

(注) 2の(2)の様式は、農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27農管第3275号農林水産事務次官依命通知）の第4の1の(4)に規定する都道府県農地利用最適化交付金事業実施計画及び第4の2の(2)に規定する農地利用最適化交付金成果実績報告書に準ずる。

別記様式第2号（第7関係）（略）

(注) 1 [略]

- 2 交付金事業等を中止しようとする場合には、「変更」を「中止」と置き換え、廃止しようとする場合には、「変更」を「廃止」と置き換えること。

別記様式第3号（第10関係）（略）

(注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

- 2 「区分」欄には、別記様式第1号の記の3の「経費の配分及び負担区分」に掲げる経費ごとに記載すること。

別記様式第4号（第11関係）
(略)

(削る。)

(新設)

別記様式第2号（第7関係）（略）

(注) 1 [略]

- 2 補助事業を中止し、又は廃止にしようとする場合には、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第3号（第10関係）（略）

(注) 「区分」欄には、別記様式第1号の記の3の「経費の配分及び負担区分」に掲げる経費ごとに記載すること。

別記様式第4号（第11関係）
(略)

(別紙1) 都道府県農業会議会議員手当等負担金事業実績（略）

(別紙1) 農業委員会交付金市町村別実績

1 事業実績

一連番号	市区町村名	農業委員会及び農地利用最適化推進委員関係		職員関係		農地調査・資料整備関係		備考 (農業委員会の廃置分合の経過とその他の参考事項)
		農業委員数	農地利用最適化推進委員数	現員	左のうち交付対象人員	対象件数	対象件数	
		人	人	人	人		件	
合計								

(注) 一連番号は、農業委員会に合わせて算用数字をもって全委員会を通して付すこと。

2 経費実績

一連番号	市区町村名	農業委員会及び農地利用最適化推進委員手当		職員設置費		農地調査・資料整備費		事業実績合計 (A+B+C) うち 農業委員会交付金 実績 (a+b+c)
		事業実績 (A)		事業実績 (B)		事業実績 (C)		
		国 (a)	市町村 (a)	国 (b)	市町村 (b)	国 (c)	市町村 (c)	
		円	円	円	円	円	円	円
合計								

(注) 別記様式第1号に準じて記載した記の3の(1)の実績の内訳を記載すること

(別紙2) 農業委員会交付金市町村別実績

1 事業実績

一連番号	市区町村名	農業委員会関係		職員関係		農地調査・資料整備関係		備考 (農業委員会の廃置分合の経過とその他の参考事項)
		委員数	委員数	現員	左のうち交付対象人員	対象件数	対象件数	
		人	人	人	人		件	
合計								

(注) 一連番号は、農業委員会に合わせて算用数字をもって全委員会を通して付すこと。

2 経費実績

一連番号	市区町村名	委員手当		職員設置費		農地調査・資料整備費		事業実績合計 (A+B+C) うち 農業委員会交付金 実績 (a+b+c)
		事業実績 (A)		事業実績 (B)		事業実績 (C)		
		国 (a)	市町村 (a)	国 (b)	市町村 (b)	国 (c)	市町村 (c)	
		円	円	円	円	円	円	円
合計								

(注) 別記様式第1号に準じて記載した記の3の(1)の実績の内訳を記載すること

(別紙2) 農地利用最適化交付金市町村別実績

(新設)

一連番号	市区町村名	農業委員会名	農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当		
			事業実績 (A+B+C)	負担区分	
			国 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)
			円	円	円
合計					

(注)

- 1 一連番号は、農業委員会に合わせて算用数字をもって全委員会を通して付すこと。
- 2 別記様式第1号に準じて記載した記の3の(2)の実績の内訳を記載すること。

(別紙3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金事業実績

(新設)

都道府県農業委員会ネットワーク機構名	役職員手当関係				職員設置関係	
	会議		調査、打合せ等		負担金対象職員数	業務日数
	開催回数	人数	実施回数	人数		
	回	人日	回	人日	人	人日

業務処理件数			
農地法第4条及び第5条関係		農地法第18条関係	農地法第39条関係
総件数	うち30a以下	件	件
件	件	件	件

(注)

- 1 役職員手当関係の人数の欄には、負担金を手当てに充当した役職員の出席日数の総計を記載すること。
- 2 職員設置関係の業務日数には、負担金を給与費等に充当した職員の業務日数の総計を記載すること。

附 則 (平成28年3月29日付け27経営第3275号)

- 1 この通知は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。